

《 1. 水防法・土砂災害防止法の改正の概要等》

- ① H27年1月に「土砂災害防止法」（H13.4施行）が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水により甚大な被害が発生する恐れのある河川において、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務化された。

※要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）

- 社会福祉施設： 老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等
- 学校： 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
- 医療施設： 病院、診療所、助産所等

- ④ R3年7月に、R2年7月豪雨災害において、高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じたことを受けて、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、施設の管理者等は、市町村への避難訓練の結果の報告が義務化され、市町村は、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けたときは、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言又は勧告をすることができることと規定された。併せて浸水想定区域図公表の義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川全てに拡充された。



《 2. 国、県での取組（R4.9.30時点）》

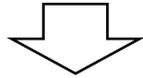
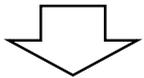
「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表	
公表年度	河川名
令和2年度 まで	①四万十川 ②中筋川 ③後川 ④仁淀川
	⑤宇治川 ⑥物部川 ⑦鏡川 ⑧国分川
	⑨松田川 ⑩安芸川 ⑪吉野川 ⑫横瀬川
	⑬以布利川 ⑭香宗川 ⑮山北川 ⑯伊尾木川
令和3年度	⑰坂折川 ⑱奈半利川 ⑲桜川 ⑳新荘川 ㉑柳瀬川

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表		
対象	土砂災害警戒区域数	区域指定率
高知県	20,012箇所	100.0%

※水防法改正を受け、浸水想定区域図の公表が義務化された全ての河川（約400河川）で令和7年度末までに浸水想定区域を公表できるように取り組んでいく。

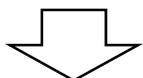
※令和4年度は、安田川や和食川など54河川（7水系）の浸水想定区域図を作成予定

※浸水想定区域を公表した後、3年以内に区域内の全ての要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付けるとともに避難確保計画の作成を目指す。



《 3. 市町村での取組》

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
  - ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
  - ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
  - ・ 避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告について、必要な助言又は勧告を行う



《 4. 施設管理者での取組》

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
  - ・ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
  - ・ 避難訓練結果の報告

## 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

### ① 洪水浸水想定区域内にある施設（水防法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R4.9.30	1,280	1,160	90.6%	1,105	95.3%	—	—
(R4.3.31)	(1,282)	(1,137)	(88.7%)	(1,074)	(94.5%)	(292)	(25.7%)

### ② 土砂災害警戒区域内にある施設（土砂災害防止法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R4.9.30	621	604	97.3%	602	99.7%	—	—
(R4.3.31)	(641)	(618)	(96.4%)	(595)	(96.3%)	(262)	(42.4%)

※R4.11.14時点 避難確保計画の作成率100%

### ③ 上記①、②のうち浸水想定区域内かつ土砂災害警戒区域にある施設

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R4.9.30	114	85	74.6%	84	98.8%	—	—

### ④ 重複を除く施設全体（④＝①＋②－③）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施	
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R4.9.30	<b>1,787</b>	<b>1,679</b>	<b>94.0%</b>	<b>1,623</b>	<b>96.7%</b>	—	—

※国からのフォローアップ調査は、毎年（9月、3月）の2回実施。

このうち、避難訓練の実施状況を調査するのは3月のみのため、今回の報告は避難訓練の実施状況の記載なし。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R4年度の進捗評価（凡例）】  
 S：進捗率100%  
 A：進捗率90%以上100%未満  
 B：進捗率75%以上90%未満  
 C：進捗率60%以上75%未満

R4.11時点

部局	令和4年11月までの取組(実績)	令和4年12月以降の取組
土木部	<p>①平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成が義務化されたことを受け、水害・土砂災害への備えに関する施設管理者向けの説明会を開催。</p> <p>②県のHPに、避難確保計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載。</p> <p>③水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の計画作成状況についてフォローアップを実施。（取りまとめ結果及び国HPでの公表について関係各課と情報共有）</p> <p>④令和3年10月7日付け文書を各市町村あてに、改めて今年度中の避難確保計画作成完了に向けた取組と、要配慮者利用施設に直接周知を行うなど、更なる促進の取組を依頼。（河川課と防災砂防課連名で発出）</p> <p>⑤計画作成の進捗が伸びていない市町村を訪問し、防災担当者・施設関係担当者と、計画未作成施設への指導及び支援について協議し、改めて取組を依頼</p> <p>⑥高知市で避難確保計画が未作成の施設を対象に説明会を実施</p> <p>⑦令和4年4月12日付け文書を各市町村あてに、国土交通省が作成した「避難確保計画の作成・活用の手引き」の改訂を要配慮者利用施設に直接周知を行い、避難確保計画の充実と避難の実効性確保の取り組みを依頼。（土木部と危機管理部連名で発出）</p>	<p>引き続き、水防法に基づく浸水想定区域ならびに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況のフォローアップを継続するとともに、関係部局や市町村と緊密に連携し、避難確保計画作成が義務づけられた全ての要配慮者利用施設での避難確保計画の作成完了と避難訓練の実施に取り組む。</p>
	<p>○避難確保計画作成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法 94.5% (R4.3月末) → 95.3%(R4.9月末)</li> <li>土砂災害防止法 96.3% (R4.3月末) → 99.7%(R4.9月末) 100.0% (R4.11.14時点)</li> </ul>	<p>計画作成に向けた取組の進捗評価</p> <p>A</p>
危機管理部	<p>・令和2年7月16日付け文書で、各市町村あてに要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付け、要配慮者利用施設の管理者に対する計画作成の指導を依頼（土木部と連名で発出）。</p> <p>・令和3年6月10日に開催された公的備蓄検討会において、全市町村に対し、要配慮者利用施設の地域防災計画への位置づけ、要配慮者利用施設の管理者に対する計画作成の指導を依頼。</p> <p>・令和3年7月14日に避難確保計画の作成に関する市町村説明会を開催。</p> <p>・R3年度中に行う地域防災計画の修正時に、要配慮者利用施設を確実に位置付けてもらうよう依頼。</p> <p>・令和4年5月23日付け文書で、各市町村あてに要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付けについて再周知。</p> <p>・令和4年11月には、9月末時点で位置付けが完了していない市町村（水防法：10市町村、土砂災害防止法：5市町村）に対し、令和4年度内に防災会議を開催し、地域防災計画への位置付けを完了するよう徹底。</p>	<p>引き続き、位置付けが完了していない市町村（水防法：10市町村、土砂災害防止法：5市町村）に対して、令和4年度内に防災会議を開催し、地域防災計画への位置付けを完了するよう、強く働きかける。併せて、位置付けた施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、市町村からの指導も依頼。</p>
	<p>【市町村地域防災計画位置付け状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法 88.7% (R4.3月末) → 90.6% (R4.9月末)</li> <li>土砂災害防止法 96.4% (R4.3月末) → 97.3% (R4.9月末)</li> </ul>	<p>計画作成に向けた取組の進捗評価</p> <p>A</p>
健康政策部	<p>・指定河川洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に医療機関の浸水、土砂災害の状況を把握し、土木部（河川課・防災砂防課）から提供される各市町村の指定状況や、市町村地域防災計画に位置づけられた施設における計画の策定・訓練の実施状況を確認した。</p> <p>・厚生労働省による照会の機会を捉え、市町村地域防災計画に記載されている個別の医療施設に対し、計画の策定・訓練の実施状況等の調査を行うとともに制度の周知啓発を行った。</p> <p>・医療法の規定に基づく医療機関への立入検査や病院事務長会等の機会を捉えて、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設には避難確保計画作成の義務があることをお知らせしたうえで、計画策定の有無を確認し、未策定の場合には必要性を説明するなどにより策定を促した。</p> <p>・市町村の総務・財政担当者が集まる場においてや、策定が遅れている個別の市町村に対し、市町村地域防災計画に位置づけられていることの周知と避難確保計画の作成に向けた指導を依頼した。</p>	<p>引き続き、計画未策定の施設がある市町村に対し、医療機関への指導や助言により、期限を切って早急に計画を策定させるよう強く促す。</p> <p>・病院事務長会などの機会を捉えるほか、保健所とも連携のうえ個別の医療機関に対し、計画策定及び訓練実施義務について周知徹底していく。</p>
	<p>○避難確保計画策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法 [R4.3月末] 74.8% (92施設/123施設) → [R4.9月末] 74.4% (96施設/129施設)</li> <li>土砂災害防止法 [R4.3月末] 90.5% (67施設/74施設) → [R4.9月末] 98.6% (73施設/74施設)</li> </ul>	<p>計画作成に向けた取組の進捗評価</p> <p>B</p>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R4年度の進捗評価(凡例)】  
 S：進捗率100%  
 A：進捗率90%以上100%未満  
 B：進捗率75%以上90%未満  
 C：進捗率60%以上75%未満

R4.11時点

部局	令和4年11月までの取組(実績)	令和4年12月以降の取組
子ども・福祉政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度当初に未作成であった3施設について、作成済：1施設、廃止：1施設、未作成：1施設</li> <li>今年度、新たに地域防災計画に位置付けられた施設のうち、1施設が未作成</li> </ul> <p>○避難確保計画策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法 [R4.9月末] 99.7% (616施設/618施設)</li> <li>土砂災害防止法 [R4.9月末] 100% (236施設/236施設)</li> </ul>	<p>計画作成に向けた取組の進捗評価</p> <p>A</p>
文化・生活・スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の地域防災計画に位置付けられた私立学校に対し、各学校を訪問して計画の策定を依頼。各学校の策定状況を確認。</li> </ul> <p>○避難確保計画作成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法 [R4.9月末]100% (13校/13校)</li> <li>土砂災害防止法 [R4.9月末]100% (10校/10校)</li> </ul>	<p>計画作成に向けた取組の進捗評価</p> <p>S</p>
教育委員会	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設に位置付けられている全ての県立学校及び市町村学校については、避難確保計画の作成が完了。</li> </ul> <p>【保育所、幼稚園、認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の地域防災計画へR4.6月に新たに位置付けられた3施設以外については、要配慮者利用施設に位置付けられている全ての園で避難確保計画の作成が完了。</li> </ul> <p>【放課後児童クラブ、放課後子ども教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設に位置付けられている全ての放課後児童クラブ、放課後子ども教室について、避難確保計画の作成が完了。</li> </ul> <p>○避難確保計画作成状況(学校、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防法 [R4.9月末] 99.1% (313施設/316施設)</li> <li>土砂災害防止法 [R4.9月末] 100% (261施設/261施設)</li> </ul>	<p>計画作成に向けた取組の進捗評価</p> <p>A</p> <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、学校には、避難確保計画に基づく避難訓練が確実に実施されるよう、指導や働きかけを行っていく。</li> </ul> <p>【保育所、幼稚園、認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設(3施設)について、令和4年度中に避難確保計画を作成することを確認済。今後、市町村の保育主管課に進捗状況を確認していく。</li> </ul> <p>【放課後児童クラブ、放課後子ども教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、対象施設には、避難確保計画に基づく避難訓練が確実に実施されるよう働きかけを行っていく。</li> </ul> <p>※今後、要配慮者利用施設に新たに位置付けられた施設については、速やかに避難確保計画の作成と避難訓練の実施を行うよう、働きかけを行っていく。</p>